

令和元年度除雪対策実施要領

◆目的

「積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法」の趣旨に基づき、白馬村内主要幹線をはじめとする各道路を関係機関の協力を得て機械除雪を行い、冬期間における村道の交通を確保し、地域事業の振興と村民生活の安定を図る。

◆除雪対策本部の設置

目的を達成するため、降雪期より3月末までの間 白馬村役場建設課内に白馬村道路除雪対策本部を設置する。(直通85-0724)

◆除雪体制

除雪体制を次の2体制に区分する。

1) 平常体制

除雪路線のうち、路線の交通量・その他交通確保の必要性に応じ下記のとおり区分する。また、除雪目標は次のとおりとする。

第1次路線 各地区間の幹線道路で通学道路を主体とし、1車線幅員確保を原則とし、(別表) 待避所を設けて通常交通を確保する。

第2次路線 第1次以外の道路については、1車線幅員確保を原則とし、待避所を設けて通常交通を確保するが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。但し、地区内の道路については、建設課長の判断により交通を確保する。

2) 緊急体制

平常体制の除雪計画路線のうち、異常降雪によって一度途絶した状態から再度平常の状態に復し、村内交通の幹線を早急に復旧するために除雪作業を図る路線は第1次路線を最優先とする。第2次路線については、必ず第1次路線が終了次第に除雪作業をすること。

[1] 緊急体制への移行の時点

主要路線における除雪状況・降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥る恐れがあると判断した場合、除雪対策本部長が関係機関と協議して緊急体制への移行を決定し、当該体制に入るものとする。

[2] 緊急体制における措置

緊急体制においては本要領に基づく緊急確保路線の交通確保のため次の事項について措置を講ずる。

- 情報連絡の強化を図る。
- 除雪機械力を集中投入してその措置を講じ、作業の能率化を図る。
- 交通規則・車両の交通制限等の臨時的措置を講ずる。
- 各機関の協力を得て、人力による除雪の処置を講ずる。

【別表1】

第1次路線

路線名	区間	延長 (km)	備考
国道148号線	佐野坂～松沢橋	14.8	県が除雪
県道白馬岳線	R148号～八方	2.2	〃
国道406号線	R148号～嶺方	5.3	〃
白馬美麻線	R148号～堀之内	4.1	〃
県道千国北城線	R148号～落倉	5.5	〃
0105号線	白馬美麻～白馬岳線	2.8	オリンピック道路
0105号線	R148号(森上)～白馬岳線	2.6	白馬山麓線
3149号線	R148号～白馬美麻線	3.6	旧農道1号
3146・3147号線	千国北城線～山麓線	0.8	新田・切久保
2026・0103号線	五竜スキー場～R148号	1.5	スキー場取付
1082・0201号線	白馬美麻線～R148号	1.6	旧農道2号
0102号線	R406号～白馬美麻線交点	2.5	白沢線
0101号線	内山～R148号(佐野)	1.3	内山線
0213号線	R148号～源太郎配水地	2.8	みそらの
2044号線	R148号～神城駅	0.4	神城駅前
1118号線	R148号～オリンピック道路	0.2	飯森取付道路
2213号線	R148号～旧国道	0.1	飯森取付道路
3064号線	R148号～0105交点	1.3	消防署前通り
3142号線(旧国道)	R148号 ⇄ 千国北城線交点	0.7	森上
3145号線(旧千国北城)	千国北城～千国北城	1.1	切久保
0106号(塩の道)	2260号交点～R148交点	1.7	中学南～
2125・2135号線	0106号交点～0107号交点	1.4	瑞穂幹線
3104号線	R148号～0106号交点	0.2	八幡様線
0204・1039号線	R148号～蕨平集落	2.0	蕨平線
2203号線(咲花線)	白馬岳線～終点	1.0	和田野